

# 環境因子のある子どもを追跡し続けるデータベースシステムの構築

現在、子どもの情報も、子どもの家庭に関する情報も、学校内や行政の様々な部署に散在しています。これらを集積し、子ども個人に結びつけるとともに、その情報を過去分から蓄積し、変化を追跡できるデータベースの構築が必要です。

情報には、正確な経済的困難を推定できる情報

と経済的困難を要因として発生している現象の2種類があります



子どもの状況は見えるが  
根本にある貧困が見えない情報

現象	学力・体力調査結果
	生活状況調査結果
	日常の行動・衣服などの状況
	学校健診・乳幼児健診の結果
	虐待に関する通報・対応状況

家庭の困窮は推定できるが  
子どもの状況が見えない情報

要因	生活保護の受給状況
	児童扶養手当の受給状況
	保育料算定時の所得状況
	給食費の滞納状況
	就学援助の受給状況

子ども個人をキーに  
名寄せすると…

見守りが必要な  
子どもが見えてくる  
(経済的困難)

支援が必要な  
子どもが見えてくる  
(経済的困難+子どもの変化)

支援を受けている子どもの  
現況がわかる  
(罪の状況+子どもの状況)

支援を受けている子どもの  
経年変化を追跡できる  
(子どもの変化+集積の変化)

## 子ども成長見守りシステムにおける個人情報の取り扱い

子ども成長見守りシステムにおける対象者は、箕面市個人情報保護条例第10条第1項第2号に該当する。

### 箕面市個人情報保護条例

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の収集目的外利用又は当該実施機関以外の者への提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意がある場合
- 二 市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合

以下 略

「附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者」とは、心身の保護又は生活の支援の必要がある状況に置かれている者をいい、箕面市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴いて施行規則に定めている。そのうち子ども成長見守りシステムにおける対象者は以下のとおりである。

### 箕面市個人情報保護条例の施行に関する規則

第3条の2 「条例第10条第1項第2号の附属機関の意見を聴いて定める者」は、次の各号に掲げる者とする。

(以下 子ども成長見守りシステムにおける対象者のみ掲載)

- 第1号 生活困窮者
- 第5号 ひとり親世帯の親及び児童
- 第7号 引きこもりと思われる者
- 第8号 児童虐待を受けたと思われる児童
- 第9号 児童虐待に相当する行為を親族から受けていると思われる者
- 第10号 不登校の児童又は生徒、高等学校退学後も高等学校に入学していない又は入学できるにも関わらず高等学校に入学していないと思われる者
- 第11号 いじめを受けていると思われる児童又は生徒
- 第14号 保護者の養育を支援することが必要と思われる児童及びその保護者
- 第15号 出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と思われる妊婦
- 第16号 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると思われる児童